

改正案

現行

<p>(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号。以下「法」という。)第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該株式会社が子会社等(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。)第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の十六第四号及び第二十五条の二十二第二項を除き、以下「銀行法」という。)第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。)を有する場合には、次に掲げる書面</p> <p>イ〜ホ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(証券専門会社等の業務等)</p> <p>第四条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十三条の二第二項第十一号及び第九項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>4〜10 (略)</p> <p>(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)</p> <p>第五条の六 法第十六条の四第一項第十号及び第六項に規定する主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの</p>	<p>(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号。以下「法」という。)第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該株式会社が子会社等(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。)第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項及び第二十五条の十六第四号を除き、以下「銀行法」という。)第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。)を有する場合には、次に掲げる書面</p> <p>イ〜ホ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(証券専門会社等の業務等)</p> <p>第四条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十三条の二第二項第十一号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>4〜10 (略)</p> <p>(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)</p> <p>第五条の六 法第十六条の四第一項第十号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>
--	---

とする。

一・二 (略)

259 (略)

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第七項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この号において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第六条第二項において読み替えられた令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

三 長期信用銀行代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該長期信用銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 長期信用銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける長期信用銀行代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2| 前項の規定にかかわらず、法第十六条の七に規定する長期信用銀行等が銀行法第五十二条

の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第七項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

259 (略)

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第七項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この号において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第六条第二項において読み替えられた令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

三 長期信用銀行代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該長期信用銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 長期信用銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける長期信用銀行代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

(新設)

(明示事項)

第二十五条の二十二 (略)

2 前項各号(第一号を除く。)の所属長期信用銀行には、長期信用銀行代理業者が銀行法第二十五条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては同条第十六項に規定する所属銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合又は農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものとする。

(明示事項)

第二十五条の二十二 (略)

2 前項各号(第一号を除く。)の所属長期信用銀行には、長期信用銀行代理業者が銀行法第二十五条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては同法第二条第十六項に規定する所属銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合又は農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものとする。